

健全性向上への取り組み

資産の自己査定と償却・引当について

「資産の自己査定」は、「早期是正措置制度」の前提として銀行が自己責任により資産内容の実態を反映した財務諸表を作成するために、企業会計原則などに基づいた適正な償却や引当の準備作業として資産の実態把握を行うものです。

当行は資産実態を正確に把握するために、中間決算・本決算の年2回自己査定を実施しています。平成11年度における自己査定は、当行・富士銀行・日本興業銀行の3行で統一した「自己査定基準」に基づいて実施しました。

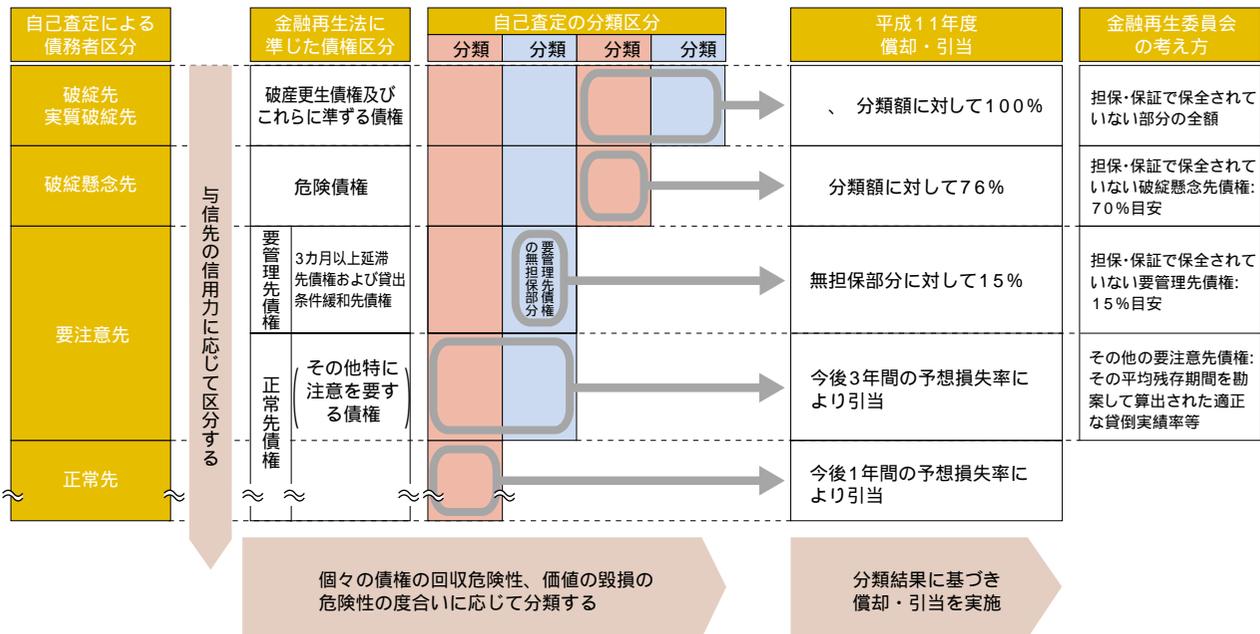
具体的には、信用リスク格付制度に則り、まずすべての与信先を信用力に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の五つの段階に区分します。この五つの区分を債務者区分といいます。

次に正常先以外の与信先への債権について、個々の債権の回収の危険性、価値の毀損の危険性の度合いに応じて、・・・の四つの段階に分類します。これを分類区分といいます。具体的には、貸出金の資金使途や回収の見込み、担保・保証による保全状況などに応じて分類を行っています。

「償却・引当」については、自己査定結果に基づき作成される債務者区分と分類区分からなるマトリックスに応じて実施します。

平成11年度においては、「自己査定基準」同様「自己査定等に基づく償却・引当基準」を3行で統一し、下記図表のように償却・引当を実施しています。例えば、「実質破綻先」「破綻先」

▼自己査定と金融再生法に準じた債権区分、償却・引当



【早期是正措置制度】平成10年4月より、金融機関の経営の健全性確保のための新しい監督手法として、「早期是正措置制度」が導入されました。「早期是正措置制度」とは、各金融機関が資産内容の実態を反映した財務諸表を作成し、これに基づいて算出された自己資本比率の状況に応じて、行政当局が経営改善計画の作成、新規業務への進出禁止などの措置を発動するというものです。

【信用リスク格付制度】国際水準での信用リスク管理体制の構築を指向し、全行ベースですべての与信先および与信形態の信用リスクを統一的に把握・評価し、コントロール・活用を行いうる体制の整備を行うための第一ステップとして、与信先の信用力を絶対的な統一基準で区分する制度です。

用語説明

▶ 与信関係費用
(一般貸倒引当金繰入額を含む)

その他

バルクセール売却損

共同債権買取機構売却損

個別貸倒引当金繰入額
(平成9年度以前は債権償却
特別勘定繰入額)

貸出金償却

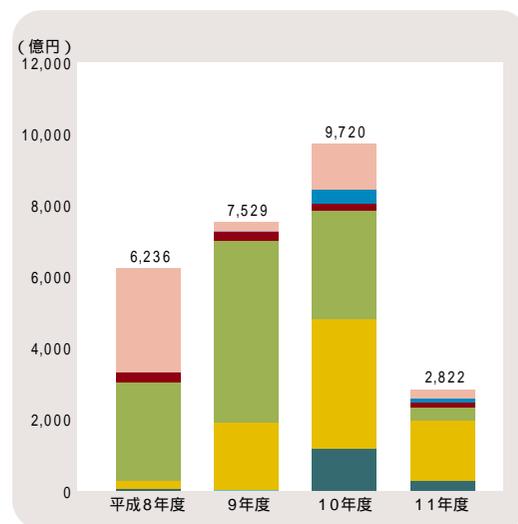
一般貸倒引当金繰入額

の分類額については全額部分直接償却を実施し、分類額については100%を個別貸倒引当金として計上しています。また「破綻懸念先」については全体として分類額の約76%を個別貸倒引当金として計上しています。

平成11年度の不良債権の処理

平成11年度の不良債権処理については、資産の健全性確保の観点から厳格な資産査定と適正な償却・引当を実施するとともに、不良債権の最終処理を一段と促進することを経営の最重要課題の一つとして取り組んできました。

この結果、貸出金償却1,673億円、個別貸倒引当金繰入額364億円など、合計2,542億円の不良債権処理額を計上し、一般貸倒引当金繰入額280億円を合わせまして、与信関係費用は2,822億円となりました。



▶ 決算の概況

(単位:億円)

	平成10年度(A)	平成11年度(B)	増減(B-A)
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	2,941	3,738	796
一般貸倒引当金繰入額	1,155	280	874
業務純益	1,785	3,457	1,671
臨時損益	7,830	1,268	6,562
株式等関係損益	1,024	1,478	453
株式等売却益	1,597	3,456	1,858
株式等売却損	387	251	136
株式等償却	186	1,724	1,537
投資損失引当金繰入額	-	2	2
不良債権処理額	8,564	2,542	6,022
貸出金償却	3,651	1,673	1,978
個別貸倒引当金繰入額	3,014	364	2,649
共同債権買取機構売却損	214	148	65
バルクセール売却損	376	95	281
債権売却損失引当金繰入額	495	699	203
取引先支援損	-	205	205
特定債務者支援引当金繰入額	651	697	1,348
特定海外債権引当勘定繰入額	114	1	113
その他の債権売却損等	46	51	4
その他臨時損益	289	204	85
経常利益	6,044	2,189	8,233
特別損益	499	118	381
税引前当期純利益	6,544	2,071	8,615
法人税、住民税及び事業税	50	395	344
法人税等調整額	2,832	787	3,619
当期純利益	3,761	888	4,650
与信関係費用(+)	9,720	2,822	6,897

「リスク管理債権」の開示について

「リスク管理債権」は、貸出資産の健全性に関する情報を株主・投資家・預金者などに提供することを目的として、全国銀行協会連合会(現全国銀行協会)の自主開示基準に基づき開示してきたものであり、平成10年12月の銀行法施行規則の改正を受け、平成11年3月期からは従来の単体ベースでの開示に加え、連結ベースでの開示も行っています。

単体ベースの「リスク管理債権」

平成12年3月末の単体ベースの「リスク管理債権」は、破綻先債権額2,014億円、延滞債権額1兆1,256億円、3カ月以上延滞債権額630億円、貸出条件緩和債権額3,360億円、合計1兆7,260億円となり、前年に比べ4,786億円減少しました。

(単位:億円)

	平成11年3月末(A)	平成12年3月末(B)	増減(B-A)
破綻先債権	1,963	2,014	50
延滞債権	16,407	11,256	5,150
3カ月以上延滞債権	382	630	247
貸出条件緩和債権	3,294	3,360	65
リスク管理債権合計	22,047	17,260	4,786

◀単体ベースの「リスク管理債権」

連結ベースの「リスク管理債権」

平成12年3月末の連結ベースの「リスク管理債権」は、破綻先債権額2,138億円、延滞債権額1兆2,137億円、3カ月以上延滞債権額677億円、貸出条件緩和債権額3,492億円、合計1兆8,445億円となり、前年に比べ5,900億円減少しました。

(単位:億円)

	平成11年3月末(A)	平成12年3月末(B)	増減(B-A)
破綻先債権	2,533	2,138	395
延滞債権	18,439	12,137	6,302
3カ月以上延滞債権	619	677	57
貸出条件緩和債権	2,752	3,492	739
リスク管理債権合計	24,345	18,445	5,900

◀連結ベースの「リスク管理債権」

金融再生法による資産査定に基づく開示について

単体ベースの「金融再生法に基づく開示債権」

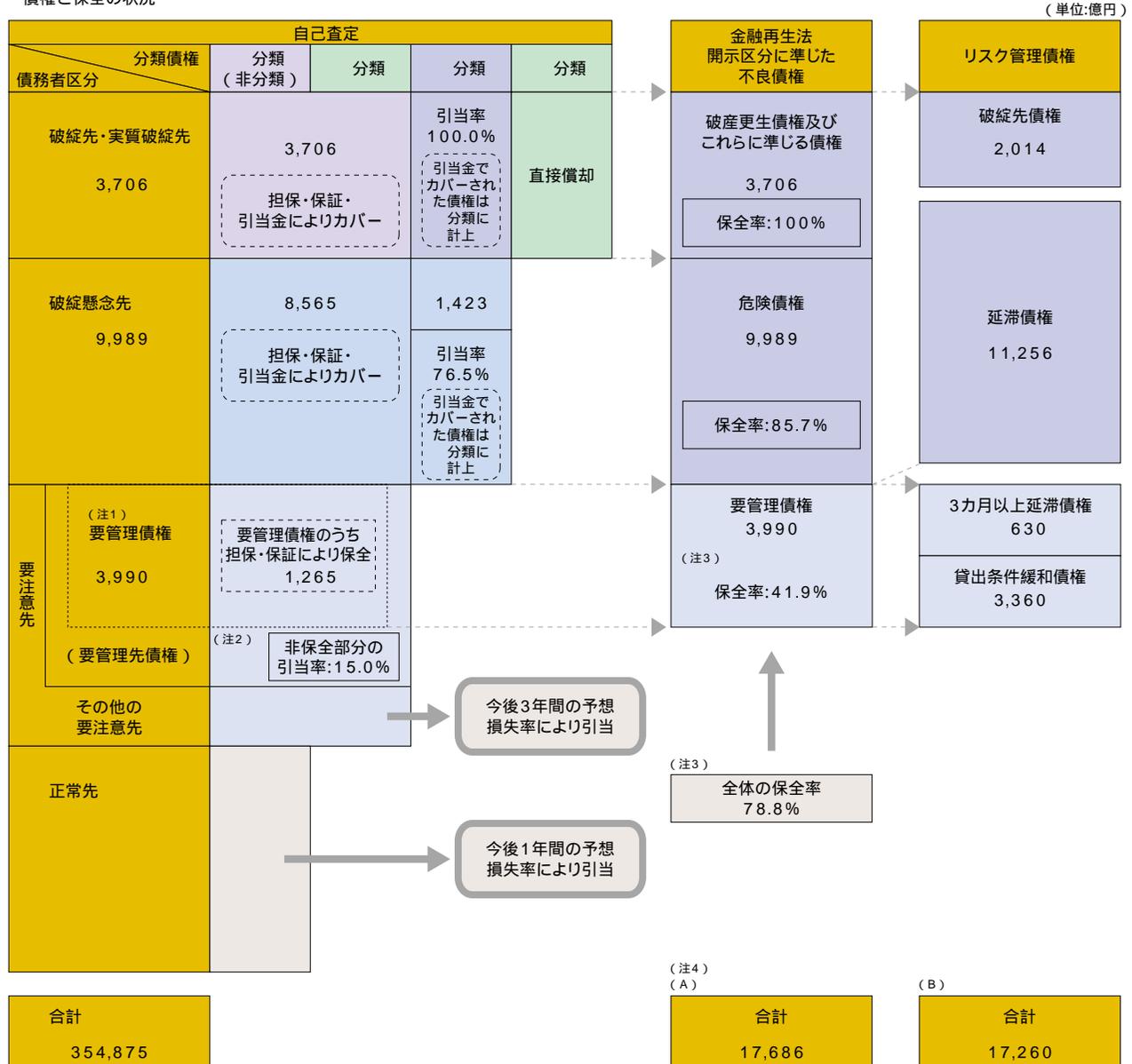
平成10年10月に施行された「金融再生法および金融再生法施行規則」に基づいて、平成11年3月期より、債務者の財産の状況および経営成績などを基礎として「正常債権」「要管理債権」「危険債権」「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に区分して開示しています。

当行の自己査定との関係では、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」は自己査定における「破綻先債権」および「実質破綻先債権」、「危険債権」は自己査定における「破綻懸念先債権」が該当します。「要管理債権」については、「要注意先債権」のうち「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」が該当し、個別の債権単位で抽出しています。

平成12年3月末の金融再生法開示区分に準じた不良債権は、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額3,706億円、危険債権額9,989億円、要管理債権額3,990億円、合計1兆7,686億円となり、前年に比べ4,847億円減少しました。

なお、リスク管理債権額1兆7,260億円とは425億円の差額がありますが、これは「リスク管理債権」が貸出金のみを対象としているのに対し、金融再生法開示区分に準じた不良債権には支払承諾見返など、貸出金以外の資産が含まれることによるものです。

▼単体ベースの開示債権と保全の状況



(注1) 「要管理債権」は、3カ月以上延滞債権+貸出条件緩和債権であり貸出金ベースの金額。
「要管理先債権」は、当該債務者に対する総与信ベースの金額。
(注2) 要管理先債権に対する引当率。
(注3) 要管理債権に対する保全率は、要管理先債権に対する保全部分を按分して算出しています。
(注4) (A)と(B)の差額425億円は、(A)に含まれる貸出金以外の債権額。

▼自己査定と債務者区分と各開示基準による債権区分の定義

自己査定		金融再生法		自己査定と金融再生法の関係(マニュアル)	リスク管理債権	
債務者区分	定義 (金融検査マニュアル)	債権区分	定義 (金融再生法施行規則第4条)		債権区分	定義 (銀行法施行規則第19条の2)
区分	債務者単位		債務者単位 (ただし、要管理債権は債権単位)			債権単位
対象	全与信		全与信 (ただし、要管理債権は貸出金のみ)			貸出金のみ
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産、会社更生、和議などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権	破綻先に対する債権および実質破綻先に対する債権	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、和議などの申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者				延滞債権	元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金のうち、破綻先債権以外の貸出金
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権	破綻懸念先に対する債権		
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど、貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど、履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者	3カ月以上延滞債権	元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金	要注意先に対する債権のうち、3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権	3カ月以上延滞債権	元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金(破綻先債権および延滞債権を除く)
		貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金		貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権を除く)
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	正常債権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権	正常先に対する債権および要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権		

【部分直接償却】 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権などについて、債権額から担保の評価額および保証により回収が可能と認められる金額を控除した残額、すなわち 分類額を取立不能見込額として貸倒引当金と相殺することにより、債権額から直接減額することをいいます。

【金融検査マニュアル】 平成11年7月に金融監督庁より今後の金融検査の在り方を明示した「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」が公表されました。

本検査マニュアルは、検査官が金融機関を検査する際に用いる手引書として位置づけられるものですが、自己責任原則のもと、このマニュアルの趣旨を踏まえ、業務の健全化と適切性の確保に努めることが求められています。

用語説明